別紙１

水道水中における従属栄養細菌の目標値見直し（案）について（概要）

令和８年11月
環境省 水・大気環境局 環境管理課
水道水質・衛生管理室

１　改正趣旨

○ 水道法（昭和32年法律第177号）第４条第１項の規定により、水道により供給される水は、同項各号に掲げる要件（水質基準）を備えるものでなければならないとされている。

○ 「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成15年10月10日付け健発第1010004号厚生労働省健康局長通知。以下「局長通知」という。）においては、水質基準とは別に、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水質基準に係る検査に準じて、体系的・組織的な監視によってその検出状況を把握し、水道水質管理上留意すべき項目として、「水質管理目標設定項目」を定めている。

○ 局長通知の別添１のうち、従属栄養細菌の項目においては、水道施設の健全性の判断及び我が国における従属栄養細菌の存在量等に関する必要な情報や知見の収集を図るため、目標値及び検査方法を示している。

○ 今般、「水道における微生物問題検討会（令和８年10月28日開催）」において、水道における従属栄養細菌の実態や一般細菌との関係等について検討を行った結果、従属栄養細菌の目標値を「1mlの検水で形成される集落数が1,000以下」とすることが適当とされたことを踏まえ、局長通知の別添１のうち、従属栄養細菌の目標値について、以下のとおり改正する。

２　改正概要

○ 「従属栄養細菌」の目標値を、「1mlの検水で形成される集落数が2,000以下（暫定）」から「1mlの検水で形成される集落数が1,000以下」に改める。

３　適用期日等

○ 通知日：令和９年３月以降（予定）

○ 適用日：令和９年４月１日

４　参考

○ 「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成15年10月10日付け健発第1010004号厚生労働省健康局長通知）
https://www.env.go.jp/content/000390768.pdf　（本文）
https://www.env.go.jp/content/000390769.pdf　（別添１及び別添２）

○ 令和８年度第１回水道における微生物問題検討会（令和８年10月28日開催）の資料４「水道水中における従属栄養細菌の目標値等の見直し（案）について」
https://www.env.go.jp/content/000371614.pdf